

# 令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜

## 電子出願手続リーフレット

「電子出願手続」とは、インターネットに接続できる環境（パソコン・スマートフォン・タブレット端末）及びプリンターを使用して、出願する手続方法です。県教育委員会では、11～12月頃、志願者・中学校向け運用テストを実施予定です。詳細は、中学校を通じてお知らせします。

### 1 準備（入力端末・二次元コード）

緑：志願者・保護者が行う手順  
青：中学校が行う手順

端末（スマートフォン・タブレット・パソコン等）と、メールアドレスを準備してください。システム登録に用いる二次元コード（又はURL）は中学校から受け取ってください。

### 2 志願者情報登録（システム登録Ⅰ）

中学校から受け取った二次元コード（又はURL）で、電子出願システムにアクセスします。個人用の画面で、氏名や住所などを登録し、12桁の登録番号を控えてください。

### 3 中学校承認

中学校用の画面で、氏名や住所などを確認します。

### 4 志願情報申請（システム登録Ⅱ）

電子出願システムに登録番号を使ってログインし、個人用の画面で、志願先高校・学科などを入力してください。

※市立高等学校への出願、県外の中学校等からの出願をする場合は、「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月、県ホームページに掲載予定）を確認してください。

### 5 入学選考手数料納付

クレジット決済、コンビニ決済又はペイジーで納付してください。

### 6 調査書の提出

中学校用の画面で、調査書の電子データをアップロードします。

### 7 中学校承認

中学校が最終確認を行い、出願の手続きが完了します。（調査書以外の提出書類があれば、郵送又は持参が必要です）

### 8 志願先変更

志願先変更を希望する方のみ、電子出願システムにログインし、新たな志願先を登録してください。※手続きの詳細は、別に確認してください

### 9 受検票の印刷

自宅のプリンターやコンビニプリントサービス等で印刷してください。受検票は、入学許可候補者発表やその後の手続きで必要ですので、大切に保管してください。

## 学力検査

受検票を持参してください。その他の持ち物は、別に確認してください。なお、入学許可候補者発表においても、受検番号・登録番号等が必要です。